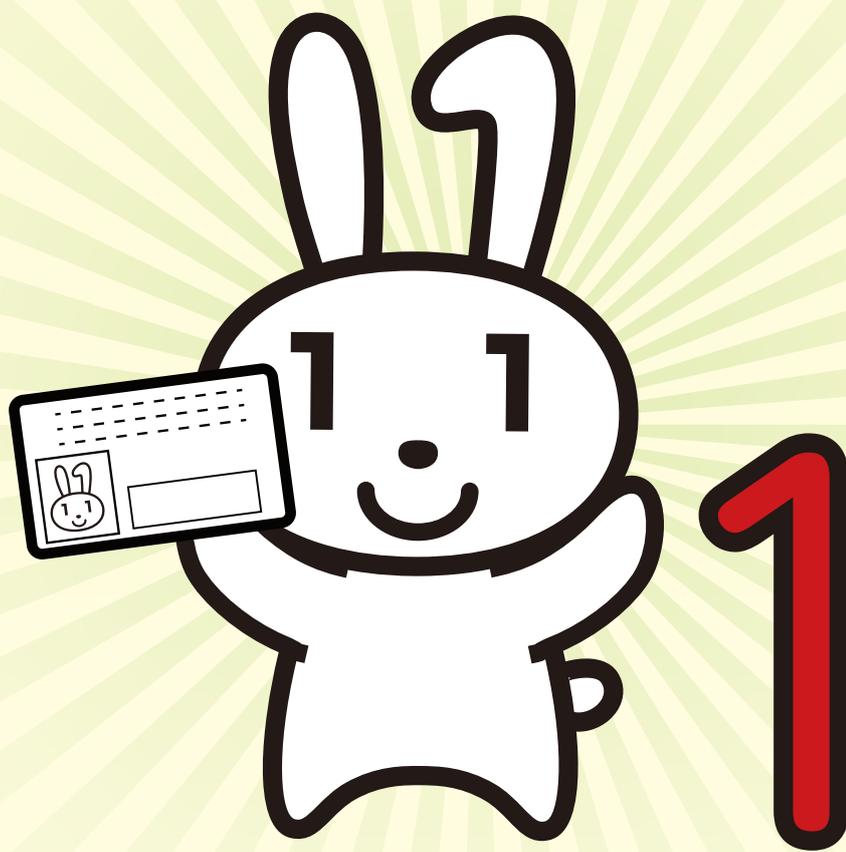


保存版

マイナンバーカード ガイドブック



大阪市

令和6年10月作成



マイナンバーカードとは

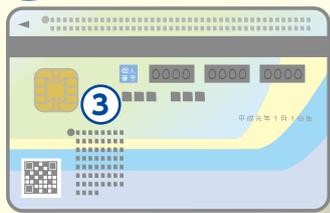
●おもて



「マイナンバーカード」は、「個人番号カード」ともいいます。

顔写真つき本人確認書類とする場合、おもて面を提示。専用カードケースは、①性別、②臓器提供の意思表示が隠れるように作られています。

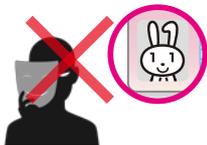
●うら



マイナンバーカードの③ICチップには券面記載の個人情報や電子証明書など限られた情報しか記録されておらず、税情報などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。

○ 安心してください！ マイナンバーカードは安全です。

顔写真付きのカードだからなりすまし防止！



ICチップにはプライバシー性の高い個人情報は入っていません！



個人認証機能はパスワードがないと使えません！



不正に読み出そうとするとICチップが壊れます！



万が一紛失しても24時間365日利用停止できます！



○ 有効期限

- ・日本国籍、外国籍で在留資格が永住者及び特別永住者の方

	成人	未成年
マイナンバーカード	10回目の誕生日	5回目の誕生日
電子証明書	5回目の誕生日	5回目の誕生日

※15歳未満の方は署名用電子証明書は原則発行できません。

※有効期限3ヶ月前から更新手続きができます（国外転出者については有効期限1年前から更新手続きができます）。

- ・外国籍の方

マイナンバーカード

電子証明書

カード発行日から
在留期間満了の日

※在留資格や在留期間に変更があった場合、新しい在留カードとマイナンバーカードを持って、マイナンバーカードの期限までにお住いの区の区役所窓口までお越しください。

暗証番号

● 署名用電子証明書用（6～16文字、大文字英数字）

e-Tax（確定申告）など、インターネットで電子文書を作成・送信する際に使用。

e-Tax(確定申告)

URL : <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Tax

検索



● 利用者証明用電子証明書用（数字4桁）

コンビニ交付サービスを利用して証明書を取得する際やマイナポータルへのログインなど、利用者が本人であることを証明する際に使用。

証明書コンビニ交付サービス

URL : <https://www.lg-waps.go.jp>

証明書コンビニ交付

検索



マイナポータル

URL : <https://myna.go.jp>

マイナポータル

検索



● 住民基本台帳事務用（数字4桁）

引っ越しや名前が変わった際にお住いの区役所窓口で IC チップ記録内容を変更する際や、区役所窓口でマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を発行する際などに使用。

● 券面事項入力補助用（数字4桁）

マイナンバーや住所、氏名、生年月日、性別の4情報を電子申請画面に転記させる際に使用。

取扱い・注意事項

マイナンバーカードに強い力をかけたり、強い磁気を発する物に近づけたりすると破損するおそれがあります。

また、液体で濡らしたり、塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れたりすると、券面情報が損なわれるおそれがあります。

マイナンバーカードの再発行には手数料が必要となる場合がありますので、取扱いにはご注意ください。



マイナンバーカードでできること

○ マイナンバーカードが**保険証**のかわりに!!



利用登録を行っていただくことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

詳しくは 8 ページをご参照ください

マイナンバー できることが

○ コンビニエンスストアで**証明書**交付が可能に!!



コンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）で住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を取得することができます。

詳しくは 5 ページをご参照ください

また、令和6年度中に各区役所にも証明書取得ができるキオスク端末を順次設置します。

詳しくは 10 ページをご確認ください。

● 国外転出してもマイナンバーカードが使えます !!



令和6年5月27日より、国外に引っ越ししてもマイナンバーカードをお使いいただけるようになりました。

詳しくは9ページをご参照ください

一カードで
増えています!!

● マイナポータルを活用して暮らしをもっと便利に !!



マイナポータルを活用することで、様々な行政手続をオンラインで行うことができます。

詳しくは8ページをご参照ください

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている「キオスク端末（マルチコピー機）」から証明書を取得いただけます。

利用できる方

- ・大阪市に住民登録がある方、大阪市に本籍地のある方
- ・15歳以上の方

※マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が格納されていない場合や、顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定が不要なマイナンバーカード）は、本サービスを利用することができません。

利用時間

午前6時30分～午後11時まで
土日祝日も利用できます!!

（年末年始及びシステムメンテナンス日を除く）

詳しくはコチラ

大阪市ホームページ「証明書のコンビニ交付サービス休止日のお知らせ」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000431639.html>

大阪市 コンビニ交付 休止日 検索



区役所が
開庁している
土日祝日も
取得できる!



利用可能店舗（一部抜粋）

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・イオン
- ・KOHYO など

キオスク端末（マルチコピー機）
設置店舗

大阪市外の
店舗でも
利用可能



窓口より安い!
取得手数料
100円OFF!

※戸籍全部(個人)事項証明書は
窓口手数料と同額



取得できる証明書・手数料

証明書の種類	手数料	注意事項
住民票の写し 住民票記載事項証明書	200円 / 通	本人を含む同一世帯のいずれかの方の分または世帯全員分を取得できます。 除票については、取得できません。 本籍や筆頭者の氏名※および世帯主の氏名や世帯主との続柄、個人番号の記載の有無は選択できますが、 区内転居等の履歴については記載することができません。 ※住民票記載事項証明書には、筆頭者の氏名は記載されません。
印鑑登録証明書	200円 / 通	本人の分のみ取得できます。
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	450円 / 通	大阪市内に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。 除籍や改製原戸籍については、取得できません。
戸籍の附票の写し	200円 / 通	大阪市内に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。 除票については、取得できません。
課税(所得)証明書	200円 / 年度	所得情報を把握している方について、5年間分を本人分のみ取得できます。ただし、税の申告をされていない方など、取得できない場合があります。(注1)
納税証明書	200円 / 年度・税目	個人市・府民税および固定資産税(土地・家屋分)の納税証明書を5年間分を本人分のみ取得できます。 いずれも個人の方の分に限り。(注1)
固定資産(土地・家屋)評価(公課)証明書	200円 / 件	1区内に土地を1筆1画地または家屋を1個のみ所有されている資産について、2年間分を本人分のみ取得できます。 いずれも個人の方の分に限り。(注1)(注2)

(注1) 税に関する証明書は、大阪市民ではない方や税の申告をされていない方など、取得できない場合があります。

(注2) 固定資産評価(公課)証明書は、1区内に土地を1筆1画地のみ、または、家屋を1個のみ所有されている本人分の土地または家屋に限り。

● 戸籍の証明書を取得される方へ

お住まいの市町村と本籍地の市町村が異なる方が初めてマルチコピー機から戸籍の証明書を取得する場合は、事前にマルチコピー機もしくはインターネットから「利用登録申請」を行っていただく必要があります(申請から承認まで5開庁日程度要します。)。
くわしくはこちらをご確認ください。

J-LISコンビニ交付ページ

URL : <https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>

本籍地の戸籍証明書

検索



コンビニ交付の操作手順

「行政サービス」
を選択

コンビニエンスストア等にて、証明書を取得する方法をご紹介します。

まず最初に、店舗に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押していただきますと、利用開始となります。

① メニュー選択



証明書交付サービスを選択します。（キオスク端末により画面表示が異なります。）

② マイナンバーカードの読み取り



所定のカード置場にマイナンバーカードをセットします。

③ 証明書交付市町村の選択



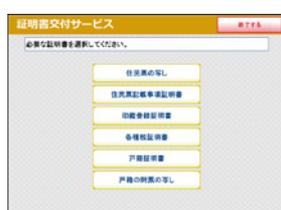
証明書を交付する市区町村を選択します。

⑥ 発行内容確認



これまで入力した内容の最終確認を行います。

⑤ 証明書の種別選択



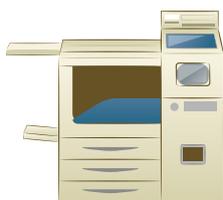
取得可能な一覧から、取りたい証明書を選択します。

④ 暗証番号の入力



マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号（数字4桁）を入力し、本人確認を行います。

⑦ 証明書印刷



証明書が必要部数印刷されます。

○ 人権やプライバシーを守るために ～住民票の写しなどの適正利用を～

大阪市では、第三者からの請求により住民票の写しなどの証明書を交付したことをお知らせする **本人通知制度** を実施しています。

くわしくは、お住いの区役所へお問い合わせいただくか、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 本人通知制度 検索



【注意事項】

※印刷終了後、確認に使用したマイナンバーカード、印刷した証明書、領収書等、お取り忘れのないよう、ご注意ください。

その他利活用場面

健康保険証利用

利用登録を行っていただくことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

マイナ保険証の利用登録方法

- ①マイナポータルから登録
- ②セブン銀行 ATM からの登録
- ③医療機関・薬局に設置しているカードリーダーからの登録
※顔認証マイナンバーカードの場合は、③のみとなります。

マイナンバーカードを健康保険証利用することにより、

- ・処方歴などのデータを医療機関に提供することに同意することでよりよい医療の提供
- ・無手続で高額療養費の限度額を超える支払いが免除

などといったメリットがあります。

詳しくはこちらをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの保険証利用について(被保険者証利用について)」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



マイナ保険証 検索

マイナ保険証の利用方法

- ①受付に設置しているカードリーダーにマイナンバーカードを設置
- ②本人認証を行う(顔認証又は利用者証明用電子証明書暗証番号の入力)
- ③各種情報提供の可否を選択
- ④完了



マイナポータルを活用し暮らしをもっと便利に!

税情報・医療費情報等の自己情報の取得が可能!

パスポートの申請等、各種手続が可能!

e-Tax と連携して、オンラインでの確定申告がスムーズに!



「転出の届出」及び「転入の来庁予約」が可能!
※転入時の来庁は必要です。
※国民健康保険加入者等、一部の方は、別途手続のため転出時に来庁していただく必要があります。

マイナポータルとは、政府(デジタル庁)が運営するオンラインサービスです。マイナポータルを活用することで、転出の届出やパスポート申請等の手続きがオンラインでできます。

マイナポータルへのログインに必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②インターネットに接続可能なパソコン又はスマートフォン
- ③利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)

※利用者証明用電子証明書が格納されていないマイナンバーカード及び顔認証マイナンバーカードは、マイナポータルにログインすることができません。

※マイナポータルにログインする際、マイナンバーカードを読み取る必要があるため、パソコンの場合はICカードリーダー、スマートフォンの場合はICカード読み取り機能(NFC機能)が必要です。

マイナポータルへのログインはこちら

[マイナポータル \(myna.go.jp\)](https://myna.go.jp)

URL : <https://myna.go.jp/>



iOS

マイナポータル
アプリ



Android

よくある質問

Q マイナンバーカードを紛失しました（盗難されました）。

- A** マイナンバーカードを紛失等した場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（裏表紙参照）から一時利用停止を行ってください。
また、再交付については、住民登録地の区役所窓口において再交付申請を行ってください。なお、本人の責により紛失した場合は、再交付手数料 1,000 円（カード再交付 800 円、電子証明書再発行 200 円）が必要となります。

Q 暗証番号がわからなくなりました（ロックされました）。

- A** 署名用電子証明書暗証番号は5回連続、利用者証明用電子証明書暗証番号は3回連続で間違えるとロックがかかります。
いずれかの暗証番号だけがロックされている場合は、キオスク端末（マルチコピー機）から暗証番号の初期化を行うことができます。両方の暗証番号がロックされている場合は、住民登録地の区役所窓口で暗証番号の初期化を行ってください。

公的個人認証サービスポータルサイト「パスワードの失念」

URL : <https://www.jpki.go.jp/procedure/password.html>



公的個人認証 パスワードロック 検索

Q 引っ越しました。名前が変わりました。

- A** 住民登録地の区役所窓口へお越しください。マイナンバーカードの記載事項の変更や電子証明書の再発行の手続きを行います。なお、住民基本台帳事務用暗証番号（数字4桁）が必要となります。
署名用電子証明書：住所・氏名等に変更が生じれば失効するため、再発行が必要です。
利用者証明用電子証明書：失効しません。

Q 国外へ引っ越してもマイナンバーカードは使えますか？

- A** 日本国籍を有する人が国外転出する際は、転出予定日の前日までに住民登録地の区役所においてマイナンバーカードの国外継続利用手続きを行っていただくことで、国外でも使うことができます。
なお、外国籍の方については、国外継続利用ができないため、国外転出する際にマイナンバーカードを返納していただく必要があります。



Q マイナンバー（個人番号）を変更したいです。

A 原則として変更することができませんが、カードの盗難等によりマイナンバーが漏洩し不正利用のおそれがあると認められる場合は、マイナンバーを変更することができます（変更の可否や必要書類等は住民登録地の区役所にお問い合わせください）。
なお、本人の責によりマイナンバーを変更したことに伴うマイナンバーカード再交付については、手数料が発生します。

Q マイナンバーカードや電子証明書の有効期限近づいてきました。

A 3か月前に有効期限通知書が郵送されます。
電子証明書については、有効期限までに有効期限通知書、マイナンバーカード、その他必要書類をお持ちのうえ、住民登録地の区役所で更新の手続きを行ってください。マイナンバーカードについては、有効期限通知書に同封されている交付申請書を用いて交付申請を行ってください。
なお、国外転出されている方のマイナンバーカードについては、有効期限の1年前にメールにて通知するため、所定の方法により交付申請を行ってください。

Q 区役所でもコンビニ交付サービスと同様に手数料 100 円安く証明書交付を受けられますか。

A 令和6年度中に各区役所に行政キオスク端末を順次設置します。コンビニ交付サービスと同様に、手数料 100 円お安く（戸籍全部（個人）事項証明書は除く。）住民票の写し等を取得いただけます。
案内員が操作をお手伝いいたしますので、お気軽に証明書を取得いただけます。
なお、区役所の行政キオスク端末で発行できる証明書は、大阪市に住民登録がある方の、大阪市が発行する証明書のみです。他市町村に住民登録がある方の証明書については、コンビニ交付サービスをご利用ください。

詳しくは大阪市ホームページをご確認ください

大阪市ホームページ「マイナンバーカードをかざして証明書取得! 行政キオスク端末を区役所に設置します」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000630369.html>



大阪市 行政キオスク端末

紛失・盗難などによる一時利用停止

- マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） **0120-95-0178**
- 個人番号カードコールセンター（有料）
0570-783-578 または **050-3818-1250**

24時間365日受け付けています。直ちに連絡してください。

再交付を希望する場合は、警察署へ遺失物届等が必要となります。

お問い合わせ先

マイナンバーカード総合サイト

マイナンバー お問い合わせ

検索



URL : <https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/>

区名	担当名	住所	電話番号
北区	戸籍登録課(登録担当)	〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号	06-6313-9963
都島区	窓口サービス課(住民情報)	〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号	06-6882-9963
福島区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号	06-6464-9910
此花区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号	06-6466-9965
中央区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号	06-6267-9965
西区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号	06-6532-9963
港区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号	06-6576-9963
大正区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号	06-4394-9965
天王寺区	窓口サービス課(住民登録・総合受付グループ)	〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号	06-6774-9967
浪速区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号	06-6647-9963
西淀川区	窓口サービス課(住民情報グループ [住民登録チーム])	〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号	06-6478-9905
淀川区	窓口サービス課(住民登録担当)	〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	06-6308-9963
東淀川区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号	06-4809-9828
東成区	窓口サービス課(住民情報・住民登録)	〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号	06-6977-9963
生野区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号	06-6715-9963
旭区	窓口サービス課(住民登録)	〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号	06-6957-9964
城東区	窓口サービス課(住民情報グループ)	〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号	06-6930-9963
鶴見区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号	06-6915-9963
阿倍野区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号	06-6622-9963
住之江区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号	06-6682-9963
住吉区	住民情報課	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号	06-6694-9965
東住吉区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号	06-4399-9833
平野区	住民情報課(住民登録グループ)	〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号	06-4302-9963
西成区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号	06-6659-9963